

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年一月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県規則第二号

#### 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則（平成十二年広島県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の第一号の九の次に次の一号を加える。

|   |   |
|---|---|
| 一の九の二 特例条例<br>第二条の表の第十一<br>号の四の二(3)に規定<br>する麻薬及び向精神<br>薬取締法の施行に係<br>る事務のうち、規則<br>に基づく事務であつ<br>て別に規則で定める<br>もの | 麻薬及び向精神薬取締法施行細則（昭和二十八年広島県規則第四十八号。以下この号において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの<br>(1) 規則第一条の三の規定による役員等の変更の届出書（麻薬小売業者に係るものに限る。）の受付<br>(2) 規則第六条の三の規定による役員等の変更の届出書の受付 |
|---|---|

#### 附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。